

論 文 要 旨

氏 名 笹原 八代美

論文題目（外国語の場合は、和訳を併記すること。）

人工妊娠中絶に関する女性の権利の研究

—胎児の生命の問題に焦点をあてて—

論文要旨（別様に記載すること）

要旨は、別紙添付いたします。

- （注）
1. 論文要旨は、A4版とする。
 2. 和文の場合は、4000字から8000字程度、外国語の場合は、2000語から4000語程度とする。
 3. 「論文要旨」は、フロッピーディスク（1枚）を併せて提出すること。
（氏名及びソフト名を記入したラベルを張付すること。）

はじめに

1970年代以降、生命倫理学やフェミニズムの視点から、中絶の正当性の根拠に関する研究が行われている。そこで行われている議論には、権利の枠組みによるものと価値の枠組みによるものがみられる。前者の枠組みにおいて、それぞれの論者が論じる権利にはいくつかの種類があるように思われる。女性の権利に関して、ジュディス・トムソンは「自分の身体内で起こることや身体に対して行なわれることを決定する権利」と表現している。また、井上達夫と加藤秀一による論争は自己決定権をめぐるものである。さらに、ドゥルシラ・コーネルは平等権として中絶の権利を論じている。胎児の権利について論じているのはトムソンと井上である。他方、後者の枠組みにおいてもそれぞれの論者が論じる価値にはいくつかの種類があるように思われる。ロナルド・ドゥオーキンは、女性と胎児それぞれの人間の生命の本来的価値を論じている。また、コーネルは女性的なものの価値を論じている。

本論文では、中絶に関する女性の権利の位置づけとその擁護の方法を、トムソン以降の生命倫理学とフェミニズムの議論の展開に沿って検討する。そして、このことを通して、女性が持つ権利や価値と、胎児が持つ権利や価値をバランス良く考慮に入れた対応の枠組みづくりを目指す。

まず第1章では、現実の妊娠・出産のプロセスや中絶がもたらす女性のダメージ、そして、調査研究における中絶を経験した女性たちの思いをみる(第1節)。そのあと、自己決定権としての中絶の権利について、その理論のルーツと第二次世界大戦後における生命倫理学とフェミニズムの議論の展開を概観(第2節)する。そして、ロウ対ウェイド判決が承認した憲法上のプライバシーの権利すなわち、自己決定権について概観(第3節)する。次に権利の枠組みで中絶を擁護するトムソン(第2章)、井上達夫、加藤秀一(第3章)の議論をとりあげ、それぞれが中絶の問題について関心を向けていること、権利の種類、胎児の位置づけ、中絶擁護の方法を検討する。さらに権利と価値の枠組みで中絶を擁護するドゥオーキン(第4章)、コーネル(第5章)の議論をとりあげ、それぞれが中絶の問題について関心を向けていること、価値の内容、胎児の位置づけ、中絶擁護の方法を検討する。最後に本論文のまとめとして、女性が持つ権利や価値と、胎児が持つ権利や価値をバランス良く考慮に入れた対応の枠組みづくりを目指す。

第1章 自己決定権としての中絶の権利

第1節では、現実の中絶に関して、妊娠・出産のプロセスと中絶がもたらす女性へのダメージ、そして、調査研究からみえる中絶を経験した女性たちの思いをみた。

実際の妊娠には、たとえ合意に基づいた性行為によるものであっても女性が望まないものがある。また、レイプやドメスティック・バイオレンスのように、女性は合意に基づかない性行為によって望まない妊娠をすることもある。このように合意の有無にかかわらず、女性は性行為によって妊娠をする可能性をもっている。このような可能性は、生物学的性

差の特性上、女性だけがもつものである。望まない妊娠の多くは、中絶という手段をもちいてその継続をしないようにする。日本の場合、中絶とは、母体保護法の第2条2項において「胎児が、母体外において、生命を維持することのできない時期に、人工的に、胎児及びその附属物を母体外に排出すること」と定義されている。

しかし、たんにこのような定義にとどまらず、中絶を経験した女性たちは、そのことでトラウマやスティグマに苦しむ可能性を持っている。このような苦しみは、実際の調査研究から読みとることができる。これらを解消するためには、中絶の正当性の根拠を示す必要があるように思われる。

第2節では、生命倫理学やフェミニズムにおいて議論されている自己決定と自己決定権について概念を整理し、その理論のルーツと第二次世界大戦後の生命倫理学とフェミニズムの議論におけるその展開を概観した。

自己決定論のルーツは、ミルが定式化した個人の自律＝私的自治の原則である。生命倫理学は、一般的な市民運動としての消費者運動をモデルにしている。これに対して、フェミニズムは、自己の意見を自己の生活に実現してゆくことの自由が他者から制限されないようにすることを主な目的にしている。

自己決定と自己決定権との区別について、小松美彦によるこれらの区別を中絶という行為の選択にあてはめてみると、中絶をするか、しないかという行為の選択が自己決定にあたり、中絶することを国家や社会が個人の権利として承認したものが自己決定権ということになるだろう。

第3節では、ロウ対ウェイド裁判の判決が承認したプライバシーの権利すなわち、自己決定権について概観した。

第2章 ジュディス・トムソンの議論

第2章では、トムソンの中絶に関する議論をとりあげた。この議論は、アメリカにおいて国家や社会が中絶の権利を憲法上のプライバシー権すなわち、自己決定権として承認する以前の中絶の権利の議論である。

1971年、トムソンは、*A Defense of Abortion* (邦題「(人工)妊娠中絶の擁護」) (1971=1986,2011)という論文を発表している。日本においてこの論文は、1986年(抄訳)と2011年(全訳)に翻訳が刊行されている。本章では、彼女の議論における女性と胎児のそれぞれの権利の位置づけとその擁護の方法について検討した。

第1節では、トムソンが主としてもちいたヴァイオリニストの比喻について検討した。この比喻において、拉致された女性はヴァイオリニストのために自らの身体を接合されたまま、彼の生命を救う義務があるか、というのが女性の中絶を擁護する彼女の問いのひとつである。この比喻では、女性と胎児の関係が別的人格(権利の主体)同士の関係としてとらえられている。その上で女性の身体は、胎児(別人格)に拘束される義務がない、つまり、女性は自身の身体を自由にする権利があるとされている。

第 2 節では、トムソンのいう胎児の生命への権利について検討した。まず彼女は、母親が胎児に生命への権利を与えないケースとして、女性がレイプによって妊娠した場合をあげている。レイプによる妊娠の場合、自発的な性行為によるものでは決してないため、女性には責任はない。彼女は、その女性(母親)は、まだ生まれていない胎児に自分の体を栄養源および宿泊所として使用する権利を与えてはいないということを前提として考えてよいだろうと述べている。この場合、胎児を女性が中絶することは、ヴァイオリニストの比喩においてヴァイオリニストの身体を女性の身体から切り離すことと状況が似ている。

次に、トムソンは、母親が胎児にそのような権利を与えたと考えられるケースについて、ある女性が結果的に妊娠するかもしれないことを承知の上で自発的に性行為による妊娠をあげている。女性が胎児に自身の身体を使用する権利を与えている場合、彼女は女性が胎児を中絶することは、チョコレートの比喩において少年がチョコレートを丸ごととったことに似ており、ヴァイオリニストの比喩におけるヴァイオリニストから自分の体を切り離すことには似ていないと指摘している。つまり、彼女によれば、このように胎児に自身の身体を使用する権利を与えている場合、中絶をすることは、胎児が権利として持つすべてのものを胎児から奪うことである。それゆえ、胎児に不正を加えることになるだろう。

トムソンは、胎児の生命への権利を、たんに「殺されない」権利ではなく、「不正に殺されない」権利であるととらえている。

第 3 節では、トムソンのいう「不正に殺されない」権利について検討した。彼女によれば、胎児の生命への権利を与える理由の説明に関して、不正に殺されないということだけでは不十分だという場合がある。たとえば、ヴァイオリニストの比喩では、ヴァイオリニストの生命を犠牲にすることになるのに、彼の身体を女性の身体から切り離すことが道徳的にみて、良識的ではない場合である。

良識的ではない場合についてトムソンは、ヴァイオリニストに必要なものは、女性の 9 年間の生活ではなく、1 時間だとわかっている場合を考察している。この場合、彼の生命を救うためにその女性がしなければならないことは、彼とともに 1 時間過ごすだけのことである。また、彼にその女性の腎臓をその 1 時間使用させても、健康に少しも影響しない。状況としては、その女性は誘拐されてその場にいる。しかも、その女性は誰にも、彼の身体を自身の身体につなぐ許可など与えていない。彼女は、その程度の時間なら、その女性の腎臓の使用を彼に許すべきであり、もし拒絶するならそれは良識的ではないということになるだろうと考えているのではないだろうか。

トムソンのいう良識とは、これらの中絶を道徳的に等価なものかどうかを判断する際の基準だと考えられる。彼女は、ヴァイオリニストの比喩において、たとえ誘拐されていたとしても健康に影響がない場合、その程度の時間ならその女性の腎臓の使用を彼に許すべきであり、もし拒絶するならそれは良識的ではないということになるだろうと判断している。また、ある女性が妊娠 7 ヶ月にもなっていないながら、海外旅行を延期するのが面倒だからというだけの理由で中絶を望むのであれば、中絶を要求するその女性も、中絶を行なう

医師も良識を欠いているに違いないと判断している。これらの判断は、権利というよりは価値にかかわることであろう。後者のような判断については、ドゥオーキン(第4章)も人間の生命の本来的価値を論じる中で同じような議論をしている。

第3章 井上達夫と加藤秀一による論争

第3章では、1980年代後半から90年代にかけて日本において展開された井上・加藤論争をとりあげた。この論争は『メタ・バイオエシックス』(米本 1987)に収録された井上の論文「人間・生命・倫理」にはじまる。この論文において井上は、道徳的問題として中絶を問う中で「胎児の生命権」の意義を主張する。この主張に対して、加藤はフェミニズムへの深い理解を示し、「女性の自己決定権の擁護」と題した論文の中で井上の主張に反論していく。この論争は計4編の論文にわたって、2つのラウンドで繰り広げられた。これらの論文は、補論や補記と江原由美子による解説を含めて『生殖技術とジェンダー』(1996)に収録されている。

第2節では、まず、井上が「人間・生命・倫理」で行った最初の問題提起について検討した。彼は、ナチスによるユダヤ人大量虐殺は、道徳的に許されないものであることだと強く確信されているのに対して、なぜ、数においてそれをはるかにしのぐ大量中絶が道徳的に許容されるのかという問いかけをしている。

こうした問題提起によって書かれた論文に対して、加藤は問題とすべき2つの論点(「いわゆる「線引き」という問題に対する原理的批判」と「女性の自己決定という考え方に対する批判」)を提示している。

次に、加藤によって提示された井上の論文に対する論点の1つである「いわゆる「線引き」という問題に対する原理的批判」について検討した。ここで、井上はトムソンの議論に対する言及をしている。彼は胎児の生きる権利が限界をもつのは認められるとしても、それは彼女が説くほど制限的か否かは疑問であると指摘している。

第3節では、加藤によって提示された井上の論文に対する論点のもう1つである「女性の自己決定という考え方に対する批判」について検討した。女性の自己決定権について井上は、それ自体を批判しているのではなく、あくまでそれが行使されるとき態度を批判している。これに対して、加藤は、自己決定権の擁護においてなされるべきことのひとつに、胎児と母親の関係という問題軸そのものを正当に評価するために、それが位置づけられる場を正当に評価していく必要性を論じている。

またここでは、井上と加藤による自己決定の自己が示す意味のとらえ方のちがいを検討した。井上は、女性と胎児の関係に関して両者を別々の自己ととらえている。一方、加藤は、胎児との関係における自己と家父長制との関係における「自己」というとらえ方をしている。

ただ井上は、家父長制という概念を使っていないが、父の位置づけを今後大いに探究されなければならない主題であると述べている。その中で彼は、中絶の問題に関して「い

かなる条件のもとで道徳的に正当化され、あるいはされないのか、という問題」と「道徳的に正当化されない墮胎行為に対して倫理的責任を負うのは誰かという問題」を区別している。

この論争の第 2 ラウンドは、加藤の反論に対する井上の「胎児・女性・リベラリズム」という論文での再反論にはじまる。この再反論の中で井上は、加藤の批判は「超越的批判」と「内在的批判」という 2 つの側面をもってしていると指摘している。

第 4 節では、井上が指摘した「超越的批判」について検討した。ここでは彼による道徳的葛藤に注目した。彼は、女性の自己決定権と胎児の生命権との道徳的葛藤は、両者がいずれも絶対的権利ではなく、「一応の権利」であると述べ、この権利はより重大な考慮による制約を受けるものだと説明している。

第 5 節では、井上が指摘した「内在的批判」について検討した。ここでは井上がドゥオーキンの議論を紹介し、評価していることに注目した。このような井上の評価は、彼が中絶に関して権利だけではなく価値の問題にも関心を向けているといえるのではないだろうか。

第 4 章 ロナルド・ドゥオーキンの議論

第 4 章では、ドゥオーキンの議論をとりあげた。彼は、中絶の問題を権利プラス価値の枠組みで論じており、トムソンや井上と同様、胎児の生命の問題を棚上げしていない。彼はとくに、*Life's Dominion* (邦題『ライフズ・ドミニオン』) (1993=1998) という著書の中で、中絶をめぐる論争は胎児の権利と利益という領域から切り離されるべきであるという議論を展開している。

第 1 節では、ドゥオーキンのいう人間の生命の本来的価値について検討した。彼は、中絶が悪とされるのは、胎児の権利や利益を侵害するからではなく、いったん開始された人間の生命の本来的価値が損なわれるからだにとらえている。そしてそのような価値は、多ければ多いほどいいというような量的な性質のものではなく、神聖または不可侵な性質のものだと主張している。

第 2 節では、ドゥオーキンの議論ではどのような場合に中絶が許容されるのかということについて検討した。中絶の許容をめぐることは、中絶は女性の生命保護以外の場合にもモラル上許されることがありえるという穏健保守派の見解がある。彼は、このような見解をとおして、中絶の例外の拡大について、レイプの場合と家庭環境が極めて経済的に逼迫していたり、あるいは中絶をしなければ極めて不安定なものとなり、それによって新しい生命の発達が著しく阻害される結果になる場合を検討している。

これらを検討した結果、ドゥオーキンは、生命の神聖さを承認することは、最も可能性をもった生命(胎児)を生かすことを意味するのではなく、むしろ、すでに存在している(女性)生命に対する投資を挫折させないことを意味すると述べている。

第5章 ドゥルシラ・コーネルの議論

第5章では、コーネルの議論をとりあげた。彼女による中絶の権利の議論は、社会における女性と男性の二項対立で問題構造をとらえているリプロダクティブ・フリーダムを乗り越えようとしている。つまり、フェミニズム理論的には進化しているといえる。

コーネルは、*The Imaginary Domain*(邦訳『イマジナリーな領域』)(1995=2006)という著書の中で女性の中絶の権利を自己決定権の枠組みではなく、平等権の枠組みで中絶の権利を論じるとともに女性的なものの価値の問題を論じている。

第1節では、コーネルによる平等権としての中絶の権利について検討した。彼女の議論の1つの特徴は、妊娠は女性に特有の現象だが、生物学的性差を根拠とした女性の身体の保護としてではなく、平等権としての中絶の権利を論じている点であろう。

コーネルの議論の関心の1つは、「下等な存在としての女性に対するこの扱いは、平等主義的法システムの要求を侵害」しているということに向けられている。彼女によれば、国家が女性を男性と同様の平等な存在として扱うようにするために、等価性の要求が必要である。彼女は、男女間の同等性を主張するために主体が人格となる以前の状態にさかのぼり、身体的統合性について論じている。彼女のいう身体的統合性とは、ジャック・ラカンがもちいる「鏡像段階」という精神分析の概念装置から彼女が導いた概念である。

コーネルはこのような身体的統合性という概念をもちいて、中絶の権利を擁護できると考えている。彼女によると、一般的なものであるか、レイプのような特殊なものであるかを問わず、望まない妊娠は、投影された自己のイメージと自己の一貫性が実際は虚構であることが露呈する経験だととらえることができる。したがって、中絶は、身体の一貫性という想像的な投影をとり戻す唯一の手段を意味する。

第2節ではコーネルによるトムソンの「ヴァイオリニストの比喩」に対する批判について検討した。コーネルは、妊娠の状態における胎児と女性の関係のとらえ方について、トムソンの議論では、その状態が2つのすでに独立した人格間関係とのアナロジーでとらえられていることを指摘している。コーネルのいう「妊娠という状態のユニークさ」はアナロジー的に説明されるいかなる状態にも似ていない。なので、コーネルはトムソンの議論における胎児と女性関係のとらえ方はまちがっているというのである。

第3節では、コーネルの議論は、現実の妊娠という状況を把握したものになっているかということについて、彼女の議論とドゥオーキンの議論の比較をとおして検討した。性差をとり入れたという点ではドゥオーキンよりもコーネルのほうが女性的なものの価値に関する考察を深めている。しかし、コーネルよりもドゥオーキン(さらにいえば、トムソン)のほうが胎児の生命の問題を棚上げせずに議論をすすめているといえる。

第6章 中絶議論における権利の新たな枠組みづくりに向けて

本論文では、中絶に関して女性の権利の位置づけとその擁護の方法を、トムソン以降の生命倫理学とフェミニズムの議論の展開に沿って検討してきた。また、この検討をするに

あたり、とくに胎児の生命の問題に焦点をあててきた。この問題を棚上げしている論者(加藤、コーネル)と、棚上げしていない論者(トムソン、井上、ドゥオーキン)がいる。さらに棚上げしていない場合でも、主として権利の視点から論じている論者(トムソン、井上)と価値の視点から論じている論者(ドゥオーキン)がいる。

第 6 章では、本論文の最後のまとめとして、女性が持つ権利や価値と、胎児が持つ権利や価値をバランス良く考慮に入れた対応の枠組みづくりを試みた。

第 1 節では、これまでとりあげたそれぞれの論者について、それぞれの議論の中で読みとることができる「中絶の問題について関心を向けていること」、「権利あるいは価値の種類」、「胎児の位置づけ」、「擁護の方法」について整理した。

第 2 節では、このような整理に基づき、女性と胎児に対する考慮がどのようなバランスで行われているのかを考察した。

第 3 節では、まず、女性と胎児に対する考慮のバランスの傾き(偏り)について、それが生じる背景を検討した。中絶の問題についての関心が女性と胎児の関係に向けられると、考慮のバランスは失われない。これに対して、中絶の問題についての関心が女性と胎児の関係ではなく、その外側にある社会や国家との関係に向けられると考慮のバランスは女性の側に傾いていく。

次に以上をふまえて(第 1、2、3 節)、中絶議論における権利の新たな枠組みづくりを試みた。第 3 章において筆者は、井上が中絶の問題に関して「いかなる条件のもとで道徳的に正当化され、あるいはされないのか、という問題」と「道徳的に正当化されない堕胎行為に対して倫理的責任を負うのは誰かという問題」を区別していることに注目した。このような区別をふまえると、以下のことがいえるのではないだろうか。

中絶の問題についての関心が女性と胎児の関係に向けられると、考慮のバランスが失われないというのは、そこでは、中絶が「いかなる条件のもとで道徳的に正当化され、あるいはされないのか、という問題」つまり、中絶の正当性の根拠が問われるからではないだろうか。このような議論は、胎児の生命を奪うことに他ならない中絶についての議論の核となる。

他方、中絶の問題についての関心が女性と胎児の関係ではなく、その外側にある社会や国家との関係に向けられると、考慮のバランスが女性の側に傾いてくるとというのは、そこでは、「道徳的に正当化されない中絶に対して倫理的責任を負うのは誰かという問題」つまり、責任の所在が問われるからではないだろうか。このような議論は、中絶の議論の核の外側にある問題に対応する。

中絶は、胎児の生命を奪うことに他ならない行為であるが、第 1 章で述べたように、それを経験した女性は、その後の人生においてトラウマやスティグマに苦しむ可能性をもっている。このような現実に対応するためには、中絶について核となる議論と、その外側にある問題に対応する議論との両方が必要なのである。